

平成二年郵政省告示第六百十六号（特定通信・放送開発事業の実施に関する指針）の一部を改正する件 新旧対照条文

改 正 案	現 行
一 全国及び地域における電気通信による情報の円滑な流通の促進に関する事項 (1) 社会経済の情報化の進展と電気通信による情報の円滑な流通 平成2年の特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号。以下「法」という。）の施行以降、社会経済のあらゆる分野において、情報化は目覚ましく進展してきた。情報の役割の重要性の増大に伴い、情報化は発展し、今後も更に発展していくものと見込まれている。	一 （同上） (1) 社会経済の情報化の進展 今日、社会経済のあらゆる分野において、情報をいかに有効に活用するかが重要となっており、情報化の進展は目覚ましい。情報の役割の重要性の増大に伴って、今後も情報化は発展していくものと見込まれる。 経済活動においては、産業構造の高度化、消費者の需要の多様化・高度化に的確に対応するため、生産現場、流通段階、消費市場との間における迅速かつ効率的な情報の流通が必要となっている。 家庭生活においては、豊かで快適な生活を求めるライフスタイルの変化に伴い、多様な情報の需要に的確に対応した情報の流通システムの実現が望まれている。 また、地域社会においては、電気通信の高度化が進展していないため地域の経済活動に支障を来す等の問題が生じており、地域における情報の流通及び各地域間における情報の流通を促進する

（傍線部分は改正部分）

「情報の流通」には、固定電話、携帯電話、インターネット、テレビジョン放送等の電気通信による情報の流通と、郵便、新聞等の電気通信以外の手段による情報の流通とがあるが、このうち電気通信は、大量の情報を瞬時に伝送できるという特質を持ち、今も昔も、高度かつ多様な情報の流通を担う重要な手段であり、より高度かつ多様な情報の流通の実現を通じて、情報の円滑な流通の促進に大きく寄与するものである。

(2) インターネットをめぐる環境の変化（インターネット・オブ・シングス（IoT）の出現）

センサーやICタグの小型化・低廉化及び膨大なデータの処理能力の向上を背景に、衣類等の身の回りの製品や道路・橋等の建造物など、インターネットに接続可能な物の種類や数が飛躍的に増加している。近年、諸外国を中心に、こうした物との間でやりとりされ、又は物と物との間でやりとりされる多様かつ膨大な情報を活用し、新たなサービスの提供や既存サービスの提供の方式

ことが課題となっている。

(2) 「電気通信による情報の円滑な流通」

「情報の流通」には、電話、テレビジョン放送等の電気通信による情報の流通と、郵便、新聞等の電気通信以外の手段による情報の流通とがあるが、このうち電気通信は、大量の情報を瞬時に伝送できるという特質を持ち、情報化の進展する今日、高度かつ多様な情報の流通を担う重要な手段となっている。

また、電気通信技術は今後ますます進歩するものと考えられ、より高度な技術を用いた新しい電気通信役務の開発・提供により、従来は技術的又はコスト的に困難であった情報の流通が新たに可能となり、また、従来の情報の流通をより効率化することができる。

したがって、電気通信は、より高度かつ多様な情報の流通の実現を通じて、情報の円滑な流通の促進に大きく寄与するものである。

の改善が進められており、我が国でも、国民の生活や企業の活動において、こうした新たなサービス提供等の活用が進んでいくことが期待されている。

インターネットに多様かつ多数の物が接続され、及びそれらの物から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報の円滑な流通が国民生活及び経済活動の基盤となる社会においては、接続される物の数や扱われる情報の量がこれまでと比べて格段に増加することから、既存の技術と異なり、情報をより効率的かつ高精度に送り、伝え、受ける技術（以下「電気通信技術」という。）が重要になる。

また、特にこうした社会においては、これまでにない膨大な情報を扱うことが必要となるため、大量の情報を記録し、かつ、高速度で送受信することが可能なサーバ等の電気通信設備が重要となる。

(3) 「電気通信による情報の円滑な流通の促進」に係る4つの事業

法第一条に規定する「電気通信による情報の円滑な流通の促進」の観点から、①先端的技術や斬新な発想により新しい情報の流通の創出や情報の流通の改善につながる「通信・放送新規事業」及び②電気通信の高度化を通じて地域における情報の流通を促進する「地域通信・放送開発事業」に加え、(2)のインターネットをめぐる環境の変化を踏まえ、平成三十四年三月三十一日までの間、③インターネット・オブ・シングス（IoT）の実現に資する新たな電気通信技術の開発・実証のための設備の供用を行う「

特定通信・放送開発事業実施円滑化法（以下「法」という。）は、第一条に規定するように、「電気通信による情報の円滑な流通の促進」の観点から、①先端的技術や斬新な発想により新しい情報の流通の創出や情報の流通の改善につながる「通信・放送新規事業」、②電気通信の高度化を通じて地域における情報の流通を促進する「地域通信・放送開発事業」を選択し、これらの事業を支援することにより、「我が国における情報化の均衡ある発展」に資することを目的としている。これらの事業について、事業

「新技術開発施設供用事業」及び④特定電気通信設備の地域分散を図り情報の円滑な流通の確保を図る「地域特定電気通信設備供用事業」を支援することにより、「我が国における情報化の均衡ある発展」に資することを目的としている。これらの事業について、事業者が自らの知識及び企画力を生かし、その創意工夫及び活力により事業を行って行くことを期待するものである。

二 特定通信・放送開発事業の内容に関する事項

(1) 通信・放送新規事業

法第二条第三項に規定する「通信・放送新規事業」については、次のとおりとする。

ア イ ウ (略)

(2) (略)

(3) 新技術開発施設供用事業

法附則第五条第二項第一号に規定する「新技術開発施設供用事業」については、次のとおりとする。

ア 「インターネット・オブ・シングスの実現」

インターネットに接続可能な物の種類や数が飛躍的に増加し、多様かつ多数の物がインターネットに接続され、それらの物から、又はそれらの物に送信される大量の情報の円滑な流通が国民生活及び経済活動の基盤となる社会の実現をいう。

イ 「新たな電気通信技術」

ソフトウェアによるネットワーク制御技術、低消費電力無線

者が自らの知識及び企画力を生かし、その創意工夫及び活力により事業を行って行くことを期待するものである。

二 (同上)

(1) (同上)

法第二条第三項に規定する「通信・放送新規事業」とは、法第二条第一項に規定する「通信・放送事業分野」に属する事業のうち、次のア又はイの事業をいう。

ア イ ウ (略)

(2) (略)

通信技術、通信遅延を短縮するための技術、大容量無線通信技術、セキュアな通信技術など、インターネット・オブ・シングス（ＩｏＴ）の実現に資する新たな電気通信技術をいう。

ウ 「開発又はその有効性の実証」

(7) 「開発」とは、イの新たな電気通信技術に係る基礎・応用技術の開発又は既存技術の組合せによる新たな技術の開発を行うことをいう。

(i) 「その有効性の実証」とは、イの新たな電気通信技術がサービスとして有効であることを検証・確認することをいう。

エ 「設備（これを設置するための建物その他の工作物を含む。）」

新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証のためのサーバ等の電気通信設備若しくは電波計測器等の電気通信設備以外の設備又はそれらの設備を設置するための建物その他の工作物をいう。

オ 「他人の利用に供する事業」

エの設備（これを設置するための建物その他の工作物を含む。）を複数の第三者に利用させる事業をいう。

ただし、サービス提供等を行おうとする事業者が、自ら又はグループ企業等のみが利用するために整備等するものは対象とならない。

また、エの設備を他人の利用に供することなく、当該設備を設置するための建物その他の工作物のみを他人の利用に供する

事業は対象とならない。

(4) 地域特定電気通信設備供用事業

法附則第五条第二項第二号に規定する「地域特定電気通信設備供用事業」は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者が行うものとし、当該事業については、次のとおりとする。

ア 「専ら当該電気通信設備の設置を目的とする施設」

特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成二十八年総務省令第 号。以下「設備等省令」という。）第一条第一項に規定する電気通信設備の設置のための建物（当該建物の特定の区画のみである場合を含む。）をいう。

イ 「特定電気通信設備」

設備等省令第一条第一項に規定する電気通信設備のうちアの施設に設置するものをいう。

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十四条の五第一項及び第六十八条の二十六第一項に規定する特定電気通信設備については、法附則第五条第一項第二号に規定する助成金の交付対象とならない。

ウ 「他人の利用に供する事業」

特定電気通信設備を他人の通信の用に供する事業をいう。

エ 「総務省令で定める地域」

設備等省令第二条に規定する地域をいう。

特定電気通信設備の利用者は必ずしも当該地域内において当該特定電気通信設備を利用する必要はない。

オ 「設置して行うもの」

新たに取得し、製作する等した設備を設置してウの事業を行うものをいう。

既存の設備を当該事業の用に供することとする場合には対象とならない。

三 特定通信・放送開発事業の実施方法に関する事項

(1) ～ (3) (略)

(4) 新技術開発施設供用事業

事業の実施に当たりインターネット・オブ・シングス（ＩＯＴ）の実現に資する新たな電気通信技術の開発又はその有効性の実証に係る国内外の最新の動向及び施設の供用に対する需要の把握に努めること。

(5) 地域特定電気通信設備供用事業

地域特定電気通信設備供用事業の実施に当たり実施計画の認定を受けようとする場合には、実施計画に次に掲げる事項を併せて記載して提出すること。

ア 当該実施計画により整備される電気通信設備が設備等省令第一条第一項各号のいずれに該当するか（同項第一号に該当する場合は、複製する情報が記録された特定電気通信設備が設置される地域も記載すること。）

イ 当該電気通信設備を設置する地域

三 (同上)

(1) ～ (3) (略)

ウ 当該電気通信設備ごとの取得価額

エ 認定を受けようとする者が租税特別措置法施行令（昭和三十一年政令第四十三号）第二十八条の八各号のいずれに該当するか（同条第一号に該当する場合は、同号に規定する生産等設備の取得価額の合計額も記載すること。）

四 特定通信・放送開発事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) ～ (3) (略)

(4) 新技術開発施設供用事業

国立研究開発法人情報通信研究機構が行っている技術開発のための施設の整備・活用の動向を注視しつつ、必要に応じ、同機構との連携方策について検討すること。

また、インターネット・オブ・シングス（IoT）の実現に向けて、中小企業・ベンチャーを含む多様な事業者等の連携・協業が図られるよう配慮すること。

さらに、事業の運営に当たり、開発・実証された新たな電気通信技術が、医療、教育、農業など幅広い分野において活用され、それぞれの分野における多様かつ膨大な情報の流通・利活用に係る参照モデルの確立やルール整備につながるよう配慮すること。

(5) 地域特定電気通信設備供用事業

事業を実施しようとする地域の振興又は整備に関する計画との調和を図るとともに、当該地域の特性等を踏まえ、当該地域の経済に貢献する事業となるよう努めること。

また、設備等省令第二条に定める地域内における均衡的な特定

四 (同上)

(1) ～ (3) (略)

電気通信設備の設置に資するよう配慮すること。